

議案第 8 号

契約の変更について

令和 7 年第 2 回市議会定例会の議決を経て締結した【継】桜台小学校校舎改修工事及び桜台中学校校舎一部改修工事に係る契約を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 9 号）第 2 条の規定により議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、【継】桜台小学校校舎改修工事及び桜台中学校校舎一部改修工事に係る契約を変更したいので、議会の議決を求めるものです。

1 契約の目的

【継】桜台小学校校舎改修工事及び桜台中学校校舎一部改修工事

2 変更契約事項

契約金額

当初契約金額 1, 210, 000, 000円

変更契約金額 1, 252, 368, 700円

変更による増額 42, 368, 700円

3 契約の相手方

市川市新田二丁目24番5号

株式会社イズミ・コンストラクション 千葉営業所

所長 忠 隆生

議案第 8 号資料

【継】桜台小学校校舎改修工事及び桜台中学校校舎一部 改修工事の変更概要

1 原契約の締結日 令和 7 年 6 月 1 6 日
(仮契約日 令和 7 年 5 月 2 8 日)

2 原契約の工期 令和 7 年 6 月 1 7 日から
令和 8 年 1 1 月 2 0 日まで

3 変 更 理 由

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の改定に伴い、
国が定めた特例措置に準じて、原契約約款第 6 1 条に基づく協議
により、契約金額を変更するもの。